

(令和4年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和4年9月27日(火)14時00分～16時00分

2 場 所 合同庁舎2号館 904会議室

3 出席者 林座長、石田委員、江口委員、小畑委員、神山委員、齊藤委員、
坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 住所地課税と源泉地課税の考え方について
- (3) 個人住民税の現年課税化について
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「住所地課税と源泉地課税の考え方について」に関して、坂巻委員からの発表の後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税の現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「住所地課税と源泉地課税の考え方について」に関する主な意見等)

- 源泉地課税について
 - ・ 源泉地課税については、住所地と源泉地との税額の調整や勤務地が集中している首都圏に税収が集中するということが考えられるため、導入することは現実的に困難なのではないか。
 - ・ 二地域に居住している者の個人住民税について、源泉地課税と居住地課税の調整を考える上では、国際課税を参考にすることで、色々な理論的、法制度的な問題点や、潜在的な論点についても理解しやすいのではないか。
 - ・ 課税実務を考える上では簡素な仕組みであることが求められるため、現在の住所地課税の仕組みというものは理にかなったものなのではないか。
- 二地域居住等における個人住民税の配分について
 - ・ 仮に源泉地課税を突き詰めるのであれば、退職所得への課税については、勤務期間中に転勤などにより居住していた地域に対して、配分することが必要になるのではないか。

- ・ 個人住民税は、住民に対して課税するもの。法人住民税の法人税割の分割基準を参考に、個人住民税を分割することはあり得るのではないか。例えば、居住期間による分割が考えられないか。
- ・ 住んでいる地域が二ヶ所であるということであれば、個人住民税をそれぞれの住んでいる期間に応じて分割することが分かりやすいのではないか。ただし、実務的には、どれだけの期間住んで居るのかを把握することは難しい。

(「個人住民税の現年課税化について」に関する主な意見等)

○ 個人住民税における電子化について

- ・ デジタル化については、昨年と比べても、進んでいない状況にある。現在行われている、所得税の年末調整についても多大な負担になっている中で、個人住民税の現年課税課によって新たに年末調整を行う必要が生じることは、現状からすると難しいのではないか。
- ・ 公金振込口座を把握できることは、現年課税化への一つの要素になると認識しているが、例えば口座のない方が1割でもいれば、口座を把握するための事務量が相当程度発生するため、マイナンバーの一層の普及が必須である。
- ・ 公的振込口座の関係で、マイナンバーと口座の紐付けをしない人がいるため、使えないのではないかという話があるが、現在、デジタル給与の話が進んでおり、〇〇ペイで給与を支払うことができるようになっている。税金の還付についてもこの仕組みを利用することができるのではないか。

○ 事業者や地方団体の実務への影響

- ・ 課税地がどこになるかということについて、マイナポータルを使えば1月1日現在の住所が確認できるということだが、実際に居住しているかどうかは分からないと思う。現在のところ、住民登録がなくても実際に居住している団体が課税しているため、実務的には手間が増えるのではないか。
- ・ 現年課税化した場合の事務負担について、税金の徴収という観点からすると事務負担を担うのは本来的には地方団体であって、できる範囲で事業者にも担ってもらおうということなのではないか。

○ 切替年度について

- ・ 現年課税への切替年において、2年分の課税が発生することを前提に議論することには違和感がある。
- ・ 切替年度の問題は、課税ベースとしてカウントされないものが1年分あることについて問題視されてきたもの。しかし、制度を変更する際に、一時的にでも納税者の負担が増えることとすると社会的には受け入れられないと思われるため、何らかの調整をする必要があるのではないか。問題となるのは、分離課

税等の変動所得であり、給与所得などについては、2年分課税するという事にはならないのではないかと。

- 生涯の税負担、住民の負担公平性ということを考えた場合に、1年分の所得が課税ベースに入らないことについて、多くの納税義務者に理解が得られるかということが問題となるのではないかと。特定の世代だけに恩恵があるのであれば、対応を考えなければならないのではないかと。
- 現年課税化の切替年度において、2年度分の所得に課税する必要はないのではないかと。これまで検討されている複数案のうち、切替えた初年度における課税標準をどのように設定するのかという観点で考えることにより、選択肢を絞り込むこともできるのではないかと。
- 切替年度の徴収方法について、実務面でも課題があるのではないかと。
- 譲渡所得のように、所得の発生時期を切替年度の徴収のところへ操作が可能なものの取扱いについては検討が必要。

○ その他の課題

- これまで給与所得者を中心に検討してきたが、個人事業主等も念頭に検討を行うべきではないかと。個人事業主については、予定納税などの措置が必要になると思うが、個人住民税は、賦課課税とされていることとの整理が必要。
- 現年課税化する場合に、賦課課税とするか申告税とするかは整理が必要。固定資産税の償却資産については、申告義務が課されているが賦課課税とされている事例が既に存在しており、参考になるのではないかと。

(以上)